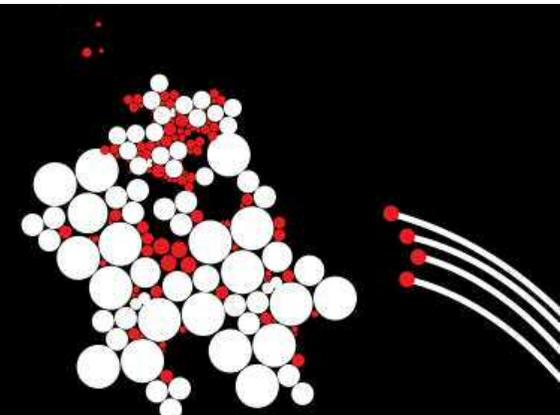


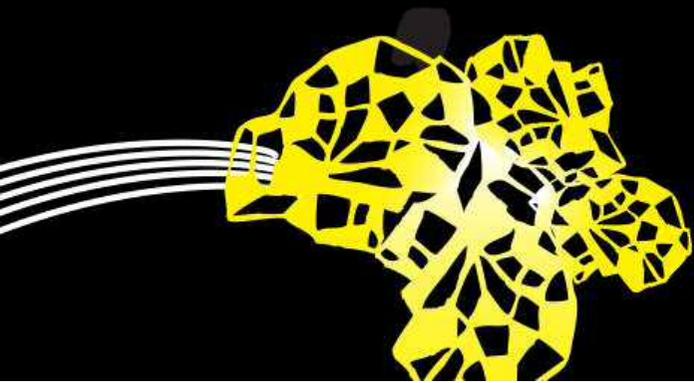
UNIVERSITY OF TWENTE.



EUにおける労働法と競争法:垂直的競争と 水平的競争のバランス

PRESENTATION PREPARED FOR THE JFTC, 21 JUNE 2019

DR. VICTORIA DASKALOVA (GOVERNANCE & TECHNOLOGY FOR
SUSTAINABILITY)



要旨

1. 課題の概要と主な疑問
2. 人材市場に適用されるEU競争法の原則の確認 (供給面と需要面)
3. 他の関連する法分野との関わり
4. 結語

人材市場

市場規制の基本的な問題

- 基本的な経済問題:
 - 脆弱性
 - 個々の能力の制約
 - 市場のシグナルに対する反応におけるタイムラグ
- 労働者のタイプによる:
 - 限られた代替性
 - 過剰供給又は過少供給

人材市場

人間を扱う上での基本的な法律上の問題

- 人間及び労働者の憲法上の権利
- 人権(国際法 及び 超国家法): 例. 尊厳, 非差別, 言論の自由, プライバシー, など
- 労働者の基本権 (国際法 及び 超国家法) – 例. CoE Decision No. 123/2016 Irish Congress of Trade Unions v. Ireland を参照

最近のアプローチ: 労働法と規制, 基本権との結び付き

主として垂直的競争の問題への対応

- 最低基準 (例. 賃金, 安全な環境, 休日, 病気休暇)
- 必須事項 (例. 解雇について)
- 団体交渉(カルテルの適用除外) やストライキ (ボイコットの適用除外) の可能性

現状の課題

- 世代間, グループ間の平等や団結に関する政治的圧力
- グローバリゼーションからの圧力
- 技術進歩による圧力 (例. 自動化)
- 法的構造による圧力 (例. 派遣労働者, 自営業者)
- 品質, 柔軟性, 供給の安定性といったビジネスニーズと社会的ニーズとの調整の困難さ

疑問点

- 労働法・労働規制と基本権の組み合わせによって解決しえない人材市場の規制の問題点は何か？
- 競争法はこれらのギャップをどこまで埋めることができるか？

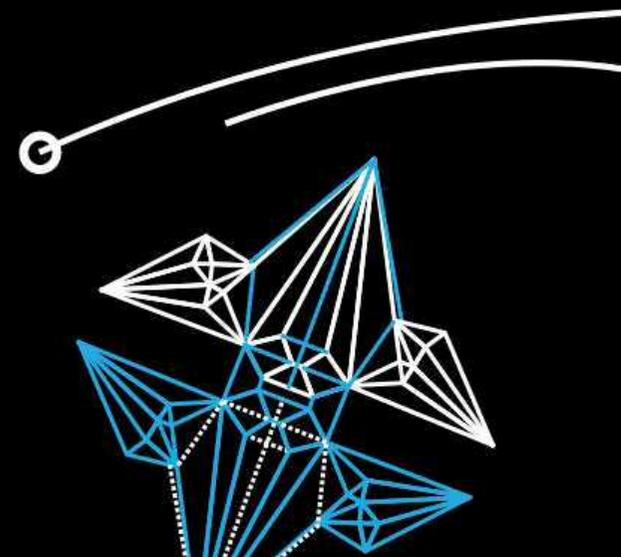
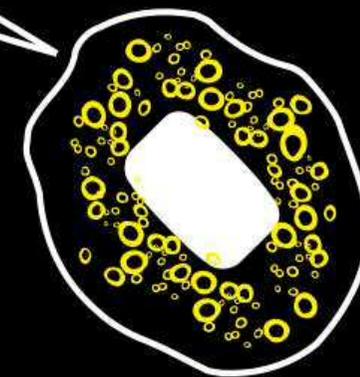
一般的に労働法では解決しえない課題

水平的競争に関する問題

- 需要面の水平的競争に関する問題点
- 供給面の水平的競争に関する課題*
- 代替性に関する問題点(例. 自動化)

UNIVERSITY OF TWENTE.

競争法と人材市場の需要面



需要面における共謀

- 引き抜き防止協定: 注目すべき欧州及び各国当局 (オランダ, ドイツ, スペイン, イタリア, イギリス, クロアチア, セルビアの決定)
- 賃金又は報酬協定 – (セクター協定の範囲外) – 買い手カルテルとして一般的に禁止されている (*T-Mobile*)
- ハブアンドスポーク協定 (判例法は存在しないが, *AC Treuhand* の例のように可能性はある)

支配的地位の濫用

TFEU（欧州連合の機能に関する条約）第102条

- 支配的地位や特権によって、市場の需要側における競争相手を排除すること (*MOTOE*)
- 市場の需要側における搾取的濫用 – 例. 搾取的な市場参入条件設定 (*Laurent Piau*)
- 搾取型濫用 – 報酬制限* - 各国当局の事例 (例. Vodafone Ireland Ltd のチャージ, Aer Lingus の代理人報酬, British Airwaysの代理人報酬など)

排除効果と搾取効果

BKA V. DOSB AND IOC

- 背景: IOCのルールは、選手がオリンピック期間中にIOCに承認されていない広告を通して収入を得る可能性を制限している（厳格な承認基準）
- 排除効果: オリンピック期間中の広告は、IOCとその団体を通じて行う必要がある：スポンサーは選手を通じた直接的な広告の機会を制限される
- 搾取効果: 選手はIOCが承認した広告から十分な収入を得られず、更に他のスポンサーから排除される
- 結果: 2017年及び2018年に、IOCの広告禁止の範囲を制限するための確約がなされた

UNIVERSITY OF TWENTE.

いくつかの垂直的制限

TFEU第101条

- 競合他社の制限や、他の形態の投入制限を目的とした自営業者との独占契約(Rai/Unitel, Commission v. ISU)
- 知的財産権の売却後の競業避止条項(Reuter/BASF)
- 制限的な条項(競業避止, 取引制限, 勧誘禁止) – 当局の関心が高まっている

排除効果と排他効果

COMMISSION V ISU

背景: スピードスケートの選手がISUの承認していないイベントに参加することに同意した場合、彼らはISUによって永久追放されることを余儀なくされていた

排除効果: 選手の勧誘や、ISUからの認可の取得が困難だったため、他のスピードスケートの大会は排除されてしまった

搾取効果: 選手たちは僅かな収入で生活しなければならない；買い手独占の問題

結果: 罰金なし；ISUは選手に対する不当で不釣り合いなペナルティを控えるべきである；認可に関しては、ISUは客観的で透明性のある、非差別的な基準を用いるべきである

UNIVERSITY OF TWENTE.

需要側における集中

- 合併規制 – 労働上の懸念事項を明確に考慮しているわけではない。
- しかし！
- 既得権指令 – 合併は、労働者を解雇するための言い訳にはできない。
(次のスライドを参照)

EU内における事業の移転

既得権指令

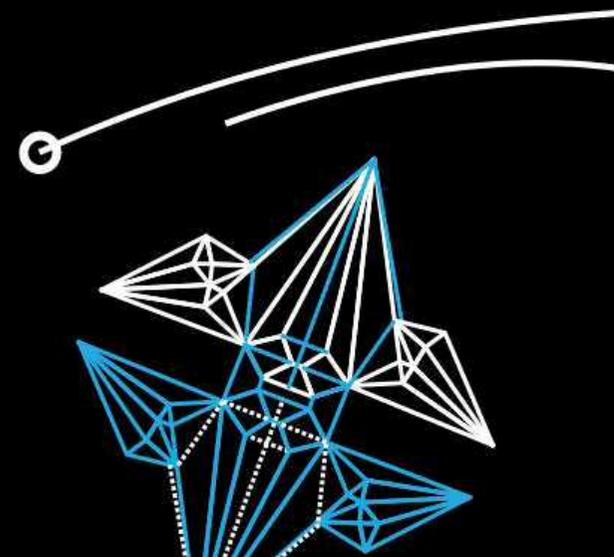
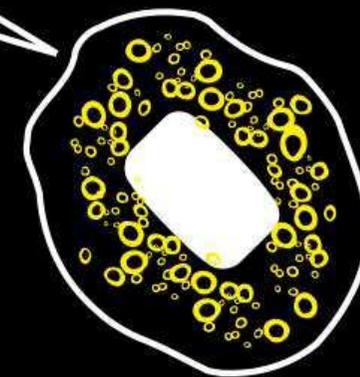
- 対象: 事業の移転 – 合併, 外注
- 目的: 雇用環境の保護
- 内容: 労働者の解雇の制限
- 例外: 経済的, 技術的, 構造的理由
- “業務や事業の全部または一部の移転は, それだけで譲渡人や譲受人による労働者の解雇理由にはならない。この規定は経済的, 技術的, 構造的な理由による従業員解雇を妨げるものではない。(4.1項)

競争法の課題

- 評価のベンチマーク: 労働者（生産者）の利益又は消費者利益, 競争環境の保護といった他の目的
- スポーツや規制を受ける職業のような特定の場合以外で支配性を見出すこと; 寡占又は優位な交渉力が存在する状況
- 搾取的濫用のベンチマーク（不公正な価格及び不公正な条件）
- 競業避止条項のような垂直的制限の評価方法

UNIVERSITY OF TWENTE.

競争法と人材市場の供給面



カルテルの適用除外とその限界

- *Albany*の事例 – 団体交渉協定に基づく規定は、団結のために競争法に違反しない
- *Wouters* – 専門機関による制限（第三者機関との連携）は、TFEU第101条の対象外である
- *Pavlov* – しかし、自営業に分類される職種によって課される規定は、競争法に反するおそれがある（それが最低限のものでない限り）。
- 真の自営業者ではなく、偽の自営業者に対するカルテルの適用除外(*FNV Kiem*); かなりの数の国内カルテルの事例において確認されている（例. アイルランドの声優,ブルガリアの医者, オランダの代理音楽家）。

ボイコットの適用除外とその限界

- The Viking/Lavalの事例 (2007) – 労働基本権 (ストライキ権を含む) は経済的権利と均衡していなければならない (例. 設立の自由)

ギグワークに関する課題

- * 垂直的競争(Daskalova 2018)
- 水平的競争 –AG Wahlの意思によって提起された課題が, 裁判所では議論されていない(!)

水平的競争の疑問点

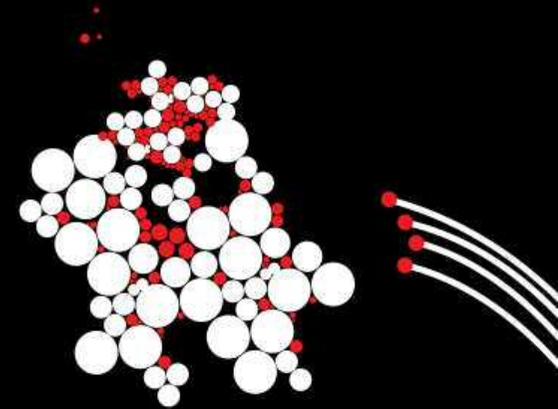
より広範な法的論点

- EU域内での自由な移動 (域内市場法)
 - 域内越境派遣労働者指令 (2018年改訂)
- 貿易や移民に関する法律
- フリーランスの概念 (そして *FNV Kiem* の判決)

結語

- 競争法と労働法の間での明確な線引きの必要性
- より積極的な競争法の執行によって、人材市場の規制を改善し得る
- 評価基準を明確にする必要がある
- 支配性（又は優位性）の問題に対処する必要がある

UNIVERSITY OF TWENTE.



**THANK YOU.
COMMENTS AND QUESTIONS ARE WELCOME!**

V.I.DASKALOVA@UTWENTE.NL

